

豊明高校 生徒心得

生活態度

1 校内生活

- (1) 集団で生活していることを自覚し、合理的な行動ができるよう心掛ける。
- (2) 正しい言葉づかい、しっかりした挨拶を励行する。
- (3) 不必要な現金、学習に不必要なものは持参しない。携帯電話・スマートフォンは校内のルールに従って使用する。
- (4) 学校の施設、備品を大切に取扱い、もし、あやまって破損したときは、すぐに保健部に届け出る。
- (5) 拾得物、紛失物は速やかに生徒指導部に届け出る。
- (6) ポスター等を掲示するとき、印刷物を発行するときは、事前に生徒指導部へ届け、許可を受ける。
- (7) 学校の施設、備品を特別に使用する場合は前もって関係教員の許可を受ける。

2 校外生活

- (1) 不健全な遊戯場、飲食店などには立寄らない。
- (2) 飲酒、喫煙、薬物等の乱用など、法にふれる行為はしない。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等、特別な理由がある場合は担任に申し出る。
- (4) 住所、家族、保証人等の異動があったときは、すみやかに担任に届け出る。
- (5) 校外で補導された場合は、ただちに生徒指導部に届け出る。

交通安全

1 自転車通学

- (1) 自転車通学をする場合は自転車保険に加入する。また、校内の自転車点検で不備が発覚した場合には、速やかに整備を行う。
- (2) 自転車安全利用五則を守り、傘さし運転、携帯電話やスマートフォン・イヤホンの使用などをしない。
- (3) 交通事故にあった場合は、相手を確認し、すぐに警察に連絡をする。その後、事故の状況をすみやかに家庭と学校に連絡をする。(徒歩通学者も同様)
- (4) 駐輪の際は、指定された場所に整理して置き、必ず施錠する。
- (5) 校内では自転車に乗車しない。
- (6) ヘルメットの着用に努める。

2 「四ない運動」の推進

- (1) 自動車等の運転免許の取得は禁止する。
- (2) オートバイに乗らない、乗せてもらわない、買わない、免許をとらない。
- (3) 交通に関して警察の指導を受けた時は、すみやかに学校に申し出る。

3 その他

- (1) 登下校は、原則として自家用車、タクシー等を利用しない。
- (2) 交通安全を心がけ、自分の命を守るだけでなく、地域住民にも迷惑をかけないように留意する。

服装・身だしなみ（服装は質素・清潔を旨とし、高校生としての品位を保つよう心掛ける。）

1 制服

パンツスタイル

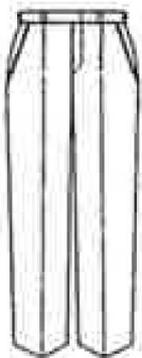


指定制服（ブレザー：グレー）



指定制服（長袖シャツ：シロ）

- ・左胸：校名刺繍



指定制服（冬スラックス：チェック）

- ・裾：シングル仕様
- ・ベルト：華美でないもの
- ・靴下：白、黒、紺、グレーの無地を基調とした、華美でないもの



指定ネクタイ

- ・ワンタッチ式



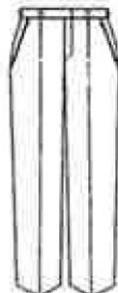
指定リボン

- ・ワンタッチ式



指定制服（ポロシャツ：シロ）

- ・左胸：校名刺繍



指定制服（夏スラックス：チェック）

- ・裾：シングル仕様
- ・ベルト：華美でないもの
- ・靴下：白、黒、紺、グレーの無地を基調とした、華美でないもの

スカートスタイル



指定制服（ブレザー：グレー）



指定制服（長袖シャツ：シロ）

- ・左胸：校名刺繍



指定制服（冬スカート：チェック）

- ・丈：膝中心
- ・ベルトの着装禁止
- ・靴下：白、黒、紺、グレーの無地を基調とした、華美でないもの



指定リボン

- ・ワンタッチ式



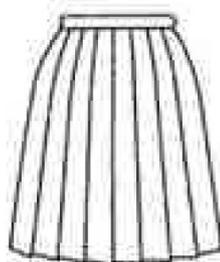
指定ネクタイ

- ・ワンタッチ式



指定制服（ポロシャツ：シロ）

- ・左胸：校名刺繍



指定制服（夏スカート：チェック）

- ・丈：膝中心
- ・ベルトの着装禁止
- ・靴下：白、黒、紺、グレーの無地を基調とした、華美でないもの

防寒具



指定制服（ニットベスト）

- ・左胸：校名刺繍



指定制服（ニットカーディガン）

- ・左胸：校名刺繍

2 靴

色・形ともに華美でないものとする。

3 頭髪

パーマ、脱色、染色等の加工はしない。

4 その他

- (1) ピアス等アクセサリは身につけない。
- (2) 化粧・カラーコンタクトの使用は禁止する。

5 防寒具

- (1) ベストやカーディガンは、学校指定のものを必ず使用すること。
- (2) 登下校時、華美でない、防寒コート類の着用を認める。ただし、ベンチコートなど膝丈より長いものは、自転車での安全な登下校に適さないため禁止する。
- (3) その他の防寒具については、色・柄ともに華美でないものとする。

6 異装

やむを得ない事情により規定外の服装をする場合には、生徒指導部に異装届を出し、許可を得ること。

生徒心得見直しの手続き

- 1 見直しの議論にあたっては、「スクールポリシー」や「教育目標」に基づくこととする。
- 2 生徒会は、生徒議会の審議を経て承認を得た後、校長に対し、生徒心得の見直しを求めることができる。

- 3 校長は、前項の規定に基づく求めがあった時、又は生徒心得の見直しが必要になった時は、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、校務委員会や職員会議、PTA理事会、学校評議員会等でその内容について議論するものとする。
- 4 校長は、校務委員会や職員会議、生徒議会、PTA理事会、学校評議員会等での議論を踏まえ、生徒心得の見直しについて決定するものとする。
- 5 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。